

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		農業経営改善計画の認定
根拠法令及び条項		農業経営基盤強化促進法第12条第1項
所管部課係名		市民生活部産業振興課農業商工業振興係
審査基準	関係条項	農業経営基盤強化促進法第12条第2項から第5項まで
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>新座市農業経営改善計画の認定に関する要綱第2条による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営改善計画が新座市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に照らし適切なものであること。 ・農業経営改善計画が達成される見込みが確実であること。 ・農業経営改善計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
	参考事項	なし
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日程度
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）